秋田大学技術系職員の募集について

採用職種	技術系職員　※情報データ科学
業務内容	秋田大学情報データ科学部技術部に所属し、学部及び大学院学生への情報工学、データサイエンス分野に関する実験・実習・演習・教育補助等を行うとともに、情報工学・データサイエンス・AIに関する地域連携支援、事務作業、並びに研究補助に関する業務に従事します。特に、情報工学やデータサイエンス、AIに関する知識と関連するプログラミング技術を修得し、それを活用することに意欲のある方を募集します。 主な職務内容は、以下のとおりです。 ①学生実験・実習の指導補助や講演会等の実施支援 ②基礎教育科目と専門教育科目の実施支援 ③入学試験、広報活動、地域連携活動の業務支援 ④学内委員会の委員としての業務 ⑤ホームページ運営やシステム管理業務 ⑥学部内のデータベース管理 ⑦学生の教育支援、指導補助 ⑧学生の研究支援、指導補助 ⑨民間企業等との共同研究実施の支援 ⑩各種研究会等運営補助 ⑪技術部に関する業務 ⑫その他、付随する業務
雇用形態	常勤（任期なし）
着任時期	令和9年1月1日 以降できるだけ早い時期　※希望を考慮して決定します （採用日が令和9年1月1日の場合、勤務開始日は令和9年1月4日（月）です。）
勤務地住所等	〒010-8502　秋田市手形学園町1番1号 国立大学法人　秋田大学
必要な免許・資格等	①協調性に富み、職務に対する意欲が高い者。 ②情報工学、データサイエンスに関わるプログラミング言語（Python等）に詳しい者。 ③四年制大学等で情報工学分野を専攻していた者、又は関連する授業を受けていた者。 ただし、次の者は応募できません。 1）拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 2）懲戒解雇又は免職を受け、当該解雇又は免職の日から2年を経過しない者
就業時間、休日等	①1日の勤務時間 8:30～17:00（7時間45分）　休憩時間12:15～13:00 ※時間外勤務又は休日勤務を命ずる場合があります。 ②休日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）　年間休日数125日
給与・諸手当・社会保険等	①国立大学法人秋田大学職員給与規程に基づき、学歴、職歴等により決定 （初任給：：232,000円～268,300円） ②通勤手当、住居手当、超過勤務手当、休日手当など ③昇給制度（各年の1月1日に勤務成績に応じて昇給） ④賞与あり（年2回（夏季・冬季）） 社会保険： 文部科学省共済組合、雇用保険、労働災害保険に加入
休暇	①年次有給休暇（令和9年1月1日採用時に20日付与され、以後1月1日に最大20日付与されます。） ②特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、家族等看護休暇、介護休暇、病気休暇　等）

募集人員	1名
募集期間	令和8年11月11日（水） 17時まで 応募書類必着
応募書類 （送付先を含む）	①本学指定のエントリーシート ※エントリーシートは秋田大学WEBサイトからダウンロードできます URL：https://www.akita-u.ac.jp/honbu/recruit/re_recruit_ho.html ②「業務におけるこれからの抱負」 本求人の業務内容に関係する経験実績を有する場合は、その具体的な業務内容も加えてください。 （A4版1ページ程度のPDFファイル。文字サイズは12ポイントとし、様式は任意。） 応募方法：メール メールの件名は「【技術系職員（情報データ科学）応募書類】氏名」としてください。件名が指定と異なる場合、応募を受け付けできない場合がありますので、ご注意ください。 （書類送付先） 秋田大学総務企画部人事課人事労務担当 E-mail：saiyo@jimu.akita-u.ac.jp
選考内容	第1次：書類選考 第2次：面接試験 書類選考合格者にのみ、11月17日（火）までに面接試験に係る詳細を連絡します。 個別面接は、11月25日（水）に対面にて実施します。 （予定のため変更になる可能性があります。） 内定通知 第2次選考の後、11月下旬頃通知
連絡先	〒010-8502 秋田県秋田市手形学園町１－１ 国立大学法人秋田大学総務企画部人事課人事労務担当 E-mail：saiyo@jimu.akita-u.ac.jp Tel：018-889-2852
備考	・選考時に必要な交通費、宿泊費、通信費等経費は全て自己負担です。 ・応募書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。 提出いただいた個人情報は、本学の職員採用目的以外には利用しません。 ・エントリーシートの賞罰欄に懲戒処分等の有無を記載し、該当する場合は処分内容及び具体的事由を記載してください。該当しない場合もその旨を明記してください。懲戒処分にはセクシュアル・ハラスメント、性暴力、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントやその他のハラスメントによる懲戒を含みます。なお、採用後虚偽記載のあることが判明した場合には、採用取り消し、給与の返納等の措置を取らざるを得ない場合がありますので、ご留意願います。